

まつど市民活動サポートセンターの指定管理者の指定について

松戸市指定管理者の指定手続等に関する条例（平成18年条例第24号）第5条第1項の規定に基づき、まつど市民活動サポートセンターの管理を指定管理者に行わせるため、指定管理者を指定します。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称・所在地

まつど市民活動サポートセンター（松戸市上矢切299番地の1）

2 指定管理者となる団体

松戸市本町13番地の27 2F
特定非営利活動法人まつどNPO協議会
理事長 渡辺 洋子

3 指定管理の期間

令和5年4月1日から令和9年3月31日まで（4年間）

4 選定理由

審査委員会における評価が総合的に良好であったため

5 選定審査手順

- ・ 申請書類受付
令和4年7月22日（金）～8月10日（水）
- ・ 公の施設の指定管理者候補者審査委員会
第1回：令和4年8月19日（金）
第2回：令和4年10月5日（水）
- ・ 指定管理者候補者審査結果答申
令和4年10月5日（水）（審査委員会→市長）
- ・ 松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案提出
令和4年12月7日（水）
- ・ 松戸市議会12月定例会指定管理者の指定議案議決
令和4年12月23日（金）

- ・ 指定管理者の告示
令和5年1月6日（金）
- ・ 指定管理者への指定の通知
令和5年1月5日（木）